

平成 24 年第 1 回 (臨時)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 4 月 26 日

議 会 事 務 局

目 次

第1号 (4 月 26 日)

| | |
|----------------|----|
| 議 事 日 程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出 席 議 員 | 2 |
| 欠 席 議 員 | 2 |
| 議会事務局職員出席者 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 開会、開議宣言 | 3 |
| 会期の決定について | 3 |
| 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 議案第 33号 | 3 |
| 議案第 34号 | 5 |
| 議案第 35号 | 6 |
| 議案第 36号 | 7 |
| 議案第 37号 | 8 |
| 議案第 38号 | 8 |
| 議案第 33号 | 10 |
| 議案第 34号 | 11 |
| 議案第 35号 | 12 |
| 議案第 36号 | 12 |
| 議案第 37号 | 13 |
| 議案第 38号 | 14 |
| 閉 会 | 15 |

議事日程(第1号)

平成24年4月26日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第33号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第34号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第35号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第36号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 8 議案第38号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第33号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第10 議案第34号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第11 議案第35号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第12 議案第36号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第13 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 議案第38号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第33号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第34号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第35号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第36号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第37号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 8 議案第38号 工事請負契約の変更について

- 日程第 9 議案第 33 号 平成 23 年度須恵町一般会計補正予算(第 5 号)の専決処分について
 日程第 10 議案第 34 号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
 日程第 11 議案第 35 号 平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の専決処分について
 日程第 12 議案第 36 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 日程第 13 議案第 37 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 日程第 14 議案第 38 号 工事請負契約の変更について

出席議員(12名)

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊 |
| 14 番 原 野 敏 彦 | 15 番 三 角 良 人 |

欠席議員(2名)

| | |
|-------------|--------------|
| 9 番 今 村 桂 子 | 10 番 三 上 政 義 |
|-------------|--------------|

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 局 長 合 屋 栄 一 | 係 長 平 山 幸 治 |
|-------------|-------------|

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|----------------------|
| 町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史 | 副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美 |
| 教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一 | 理 事(出納課)・・・・印 藤 勝 人 |
| 理 事(教育次長)・・・・安河内 亮 三 | 理 事(住民課)・・・・安 部 健 一 |
| 理 事(税務課)・・・・百 田 順 二 | 理 事(上下水道課)・・今 泉 智 明 |
| 理 事(建設産業課)・・安 川 敏 幸 | 総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕 |
| まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳 | 住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀 |
| 税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫 | 健康福祉課長・・・・畑 江 達 也 |
| 建設産業課長・・・・安河内 久 人 | 子ども教育課長・・・・稲 永 修 司 |
| 社会教育課長・・・・川 津 政 文 | 総務課参事・・・・満 行 誠 |
| 監査委員・・・・・・・・百 田 清 二 | |

午前10時00分開会

議長（三角 良人） ただいまから、平成24年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで、三上政義議員、今村桂子議員より欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

4月18日午前10時より議会運営委員会を開催し、第1回臨時会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は6件でございます。うち5件が専決処分となっております。

議案第33号一般会計補正予算については、予算審査特別委員会に付託、その他の議案は、それぞれ担当委員会に付託するようにしております。

会期は本日1日限りといたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番議員、3番議員を指名します。

日程第3．議案第33号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。提案理由の説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

平成23年度一般会計予算につきましては、さきの3月議会に補正予算第4号を提出し議決をいただいたところでございますが、その後に予算の補正の必要が生じたわけでございますが、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がございませんでしたので、3月30日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成23年度歳入歳出予算、歳入歳出補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成23年度須恵町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,942万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ80億4,626万9,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。第1表歳入でございます。1款の町税につきましては、町税全体で4,300万円の増収を見込んでおります。しかしながら、3項軽自動車税につきましては、200万円の減収となる見込みでございます。3款利子割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、決算額によりそれぞれ減額をいたしております。16款寄附金につきましては、篤志寄附金100万円をいただいております。17款繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金を今回の補正により、5,500万円減額できております。20款町債につきましては、同意額の確定により1,320万円の減額となります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費につきましては、財政調整基金への積み立てを、108万5,000円追加補正をいたします。3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の減額2,500万円。8款土木費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金の1,500万円の減額等を計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。変更でございますが、起債の目的、第二幼稚園建設事業債、限度額3,250万円を、変更後は、限度額1,930万円に減額するものでございますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上であります。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第33号については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、

これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に合屋伸好議員、副委員長に荒木敏光議員であります。

日程第4．議案第34号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 初めての議会でございます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

それでは、2ページの議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。予算書をお願いいたします。予算書の11ページでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億5,871万円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

12ページでございます。3款1項国庫負担金、次の2項国庫補助金につきましては、国からの確定によります増額の補正でございます。6款2項県補助金につきましても、県からの補助金の確定通知によりまして減額の補正を行っております。7款1項共同事業交付金につきましては、国保連合会からの確定通知によります減額の補正を行っております。8款1項他会計繰入金の補正につきましては、2月の決算見込みにより1億3,000万円の赤字が想定されまして、補正しておりましたが、国・県などの補助金が確定したこと、また歳出の医療費が確定したことにより、決算見込みによりまして補正をしております。

次、歳出でございます。次のページをお願いいたします。2款1項療養費の補正につきましては、決算見込みにより医療費の不用額の減額でございます。10款予備費の補正につきましては、収入と支出の調整による減額でございます。

以上、御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第5．議案第35号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第35号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

上下水道課理事（今泉 智明） 議案書3ページでございます。議案第35号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別冊の予算書の20ページをお願いいたします。平成23年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,181万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

21ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入、5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,500万円の減額は、一般会計繰入金の減額でございます。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。主なものは、1款1項総務管理費、補正額170万円の減額は、負担金補助及び交付金等の減額でございます。2款1項下水道事業費、補正額1,330万円の減額は、委託料、工事請負費等の執行残及び補償補てん等の精査による減額でございます。

以上、審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6．議案第36号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第36号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。同じようにデビュー戦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず4ページのほうをお開きください。須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてということで御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、原則として平成24年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じております。

5ページ以降に添付しておりますけれども、要約いたしまして御説明させていただきます。

改正の全体像といたしましては、地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性への確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するため、土地に係る固定資産税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ、平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化等を行うこととされております。

主要な点を簡単に説明させていただきます。

まず、町・県民税でございます。公的年金等の寡婦、寡夫の控除を受けるための申告の提出は不要となっております。

次に、固定資産税でございます。住宅土地税制についてでございますが、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置が2年延長となっております。

次に、固定資産税。土地についてでございますが、負担調整措置、原則として現行の仕組みを3年延長となっております。

また、住宅用地の特例。こちらは特例割合が6分の1でございますが、こちらは現行を継続。ただし、不公正是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止ということになります。

次に、地方税の充実でございます。地方税の特例措置については、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組み、通称「我がまち特例」こちらが導入となっております。

最後に、税負担の軽減措置でございます。図書館・博物館、幼稚園を設置する一般社団、財団法人、こちらに係る固定資産税等の非課税措置が追加ということになっております。

以上、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めますのでございます。どうぞよろしく

審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7．議案第37号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書19ページをお願いいたします。議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されまして、4月1日から施行されたことに伴う改正であります。

20ページの新旧対照表をお願いいたします。附則に16項として、東日本大震災に係る、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が追加され、内容としましては、東日本大震災により被災された居住用家屋の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の期限が、災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで、租税特別措置法の適用が延長される内容となっております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行されるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8．議案第38号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第38号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の21ページをお願いいたします。議案第38号工事請負契約の変更について。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

変更前。工事名、第二幼児園造成工事。契約方法、指名競争入札。請負金、6,184万5,000円。請負者、糟屋郡須恵町大字上須恵268の1、村山建設株式会社代表取締役村山茂芳。契約保証の方法、契約保証金、履行保証618万5,000円。条件、工期、契約の効力が生じた日から平成24年5月21日。

変更後。工事名、契約方法は、変更ございません。請負金、6,337万2,750円。請負者、契約保証の方法、条件は、変更ございません。

今回の変更の主なものは、造成工の盛り土の増工と上下水道管の敷設工の追加によるものでございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

最初に予算審査特別委員会を特別会議室で開催し、終了後、各常任委員会を開催します。

なお、再開は各常任委員会の審査が終わり次第としますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

午前11時40分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第9を議案第33号、日程第10を議案第34号、日程第11を議案第35号、日程第12を議案第36号、日程第13を議案第37号、日程第

14を議案第38号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第9 . 議案第33号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告でございます。

議案書1ページでございますが、別紙補正予算書で説明をいたします。

1ページをお願いいたします。平成23年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,942万1,000円を減額し、総額をそれぞれ80億4,626万9,000円とする。第2条、地方債の変更は、第2表による。

4ページをお願いします。第2表地方債補正、1、変更でございます。起債の目的、第二幼稚園建設事業債、限度額の変更のみでございます。限度額3,250万円を1,930万円、1,320万円を減額するというものでございます。これは、工事量の確定ということでございます。後ほど詳細を説明します。

それでは、事項別明細をお願いします。

5ページでございます。1款町税1項町民税でございます。1目個人現年度分所得割1,600万円の減に対しまして、2目の法人現年分法人税割が2,100万円のプラスとなり、差し引き500万円のプラスとなっております。

続きまして、次のページをお願いします。17款繰入金でございますが、財政調整基金の取り崩しを5,500万円減ずるというものでございます。その下の20款町債では、先ほどの幼稚園、第二幼稚園造成工事分でございます。ここで、1,320万円の減額ということになっております。工事量の確定ということでございます。

続きまして歳出です。9ページをお願いします。3款民生費2,500万円の減、国民健康保険特別会計繰出金でございます。そして、次の8款土木費1,500万円の減、公共下水道事業特別会計繰出金、国保と下水道で4,000万円の減となっております。これが、多少の出入りはございますが、主な総額の減の要因になろうかというふうに思います。

予算審査特別委員会出席者、全員賛成でこれを承認としております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第10．議案第34号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生副委員長の報告を求めます。荒木副委員長。

文教厚生副委員長（荒木 敏光） 議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,894万1,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ29億5,871万円とする。歳入は、全体を通して国庫補助金や県補助金などの確定いたしておりますので、決算見込みにより増減補正がなされております。歳出につきましては、主に医療費の補正でありまして、決算見込みにより不用額が減額されております。

なお、歳入及び歳出の決算見込みによりまして、歳入の8款の一般会計繰入金2,500万円の減額補正でございますが、2月の決算見込みにより1億3,000万円の赤字が想定され、補正されたわけでございます。国・県等の補助金の確定、歳出の医療費の確定により、実質赤字補てん額は1億500万円となり、その額を一般会計から繰り入れ、収支の調整を行っております。

文教厚生委員会、全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 1 . 議案第 3 5 号

議長（三角 良人） 日程第 1 1、議案第 3 5 号平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書 3 ページでございます。議案第 3 5 号平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてでございます。

別紙補正予算書の 2 0 ページをお願いいたします。平成 2 3 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1, 5 0 0 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 9 億 2, 1 8 1 万 8, 0 0 0 円とする。

2 3 ページをお願いします。歳入は、一般会計で出てきたとおり、繰入金の 1, 5 0 0 万円の減額のみでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費では、1 9 節水洗化工事補助金 6 0 0 万円の減は決算見込み。多々良川流域水道維持管理費負担金 1 1 0 万円は、見込み汚水量の減となっております。2 款 1 項公共下水道事業費では、1 3 節委託料、実施設計業務委託料が執行残でございます。あとは決算見込みとなっております。2 目下水道維持管理費では、1 1 節需用費が決算見込み、1 3 節委託料が執行残となっております。この金額を一般会計繰り入れより減額するというものでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認しております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第 3 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 3 5 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 3 5 号平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 2 . 議案第 3 6 号

議長（三角 良人） 日程第 1 2、議案第 3 6 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書 4 ページでございます。議案第 3 6 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設委員会の審査報告です。

地方税法の一部を改正する法律に伴うものでございます。

数点ございますが、まず県民税の改正、これが公的年金の寡婦、寡夫の控除を受けるための申告書の提出を不要とすること。

次に、住宅土地税制で新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年間延長するという改正です。

また、税負担軽減措置等の改正であります。図書館・博物館、幼稚園を設置する一般社団、財団法人に係る固定資産税等の非課税措置を追加するものでございます。

総務建設産業委員会は、全員賛成で承認としております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第 3 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 3 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 3 6 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 3 . 議案第 3 7 号

議長（三角 良人） 日程第 1 3、議案第 3 7 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生副委員長の報告を求めます。荒木副委員長。

文教厚生副委員長（荒木 敏光） 議案第 3 7 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の報告をいたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、須恵町国民健康保険税条例において改正の必要が生じたので、今回専決により改正されております。

新旧対照表をお願いいたします。附則に 1 6 項として、東日本大震災にかかわる、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が追加され、内容は、東日本大震災により被災された居住用家屋の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の期間が、被害があった日から 7 年を経過する日の属する年の 1 2 月 3 1 日まで、租税特別措置法の適用が延長される内容となっております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行されるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第14・議案第38号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第38号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第38号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の委員会審査報告でございます。

議案書21ページでございます。工事名、第二幼稚園造成工事。契約方法、指名競争入札。請負金、変更前が6,184万5,000円でございます。請負者、糟屋郡須恵町大字上須恵268の1、村山建設株式会社代表取締役村山茂芳。契約保証の方法、契約保証金、履行保証で618万5,000円、1割でございます。条件、工期が、契約の効力が生じた日から平成24年5月21日までとなっております。

変更後は、請負金のみでございまして、6,337万2,750円。152万7,750円の増率にしまして2.4%の増となっております。

理由でございますが、盛り土と下水道管の敷設費増ということになっておりまして、盛り土は角地の追加買収した土地分、それと建物以外部分の埋め戻しとなっております。また、上下水道管は、消火栓、防火水槽に係る、埋設管の増でございます。

以上、総務建設委員会、全員賛成で可決いたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成24年第1回須恵町臨時会を閉会します。

午後0時03分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 2 番 百田 輝子

署名議員 3 番 松山 力弥